

女性協ニュース



↓ 取り組み報告やチラシ・ニュース募集!

FAX: 03-3875-6270 e-mail: n-ask@irouren.or.jp

10月~11月 秋の母性保護月間

これまでの私たちの運動によって、厚労省から「5局長通知」や「6局長通知」が発出されました。しかし、日本医労連の看護職員実態調査では、3人に1人が切迫流産、10人に1人が流産を経験し25年前に比べて切迫流産は10%、流産は3倍にも増えています。また4人に1人がマタニティーハラスメントやパワハラを受けたことがあると回答しています。

母性保護月間、こんな運動を提案します



- 「母性保護」について学習し、職場の実態をチェックし、特に3休（生理休暇・年休・連休）強化に取り組み、母性保護に関連する学習会や取り組みを企画しましょう。
- 妊産婦を把握し、「マタニティーハラスメント」はないか? 「女性の権利ノート」や「育メンノート」を渡し、妊産婦保護、育児支援の権利について知らせていきましょう。
- 「育メンノート」を活用し、男性職員の育児参加を広げましょう。

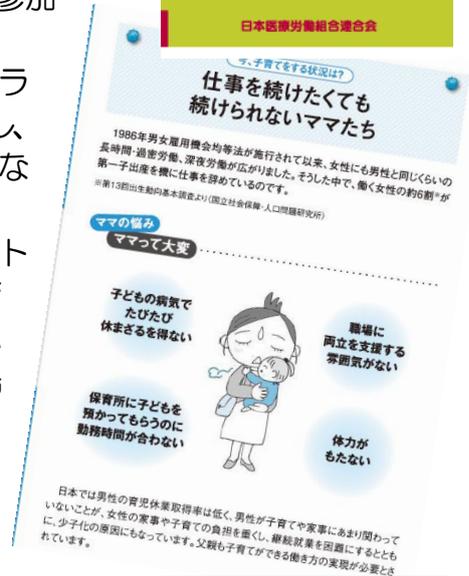
- パワハラポスターを活用し、女性部が中心となってパワーハラスメントの相談窓口や相談相手となり、その実態を明らかにし、安全衛生委員会活用、防止指針の作成など、ハラスメントのない職場づくりをすすめましょう。
- 「母性保護」の一環として女性部がマタニティーハラスメント

の実態をつかみ、組合で要求しマタニティーハラスメントのない職場づくりをすすめましょう。

- 労基法違反や均等違反があった場合は組合

で改善を要求し、労働基準局または男女雇用均等室へ実態を訴えましょう。

- 「看護職員の労働実態調査」で深刻な母性保護破壊の実態が明らかになりました。現場実態を突き付けましょう。



パワハラは人権侵害です。

こういふ態度で対応は気を付けよう

- 1 人の話を最後まで聞かない 話の腰を折る
- 2 一言に対して10返す。早口・機関銃のように喋る
- 3 責めるより、批判、反論が多い
- 4 感情(特に怒り)を前面に出す、怒鳴る、逆切れ
- 5 声がかい
- 6 あいさつしない、無視する
- 7 人前で中傷・叱責・馬鹿にする 病人扱い
- 8 人格否定、全面否定、過去を持ち出す
- 9 皮肉・ジョーク・ギャグが多い
- 10 人によって態度を変える

厚生省が発した「心の健康と精神障害の労災認定状況」によると、医師・福祉分野の精神障害の労災認定件数が2012年度52件で過去最高となっています。

誰でも、被害者になり、加害者にもなります

「これってパワハラ?」って思ったら労働組合執行部まで。



3休(連休・年休・生休)



特に生理休暇を取ろう

生休(生理休暇)について

2009年度看護職員実態調査では、生休の取得は8,1%(毎潮時と時どきとるを併せて)取れないは91,9%という状況です。使わない権利は奪われます・・・先輩たちの勝ち取った権利を守ろう

生休: 「使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に終業させてはならない」と労働基準法68条で定められた権利で、毎潮時、必要日数を保障できます。生理に伴う症状には個人差があるため「就業規則その他により生理休暇の日数を限定することは許されない」となっており、生理休暇を拒否した使用者は30万円以下の罰金に処せられます(労基法第120条1号)。



【解説】

生理日とは、生理に伴う下腹部痛、腰痛、頭痛等の症状のある日と解釈されます。苦痛の程度も医学的証明は不可能ですから本人申請でいいという事になっています。生理の時に、無理な労働をすることによって母性機能が損なわれる場合があり、妊娠・出産保護を直接の目的とする保護であるならば、妊娠・出産しない女性には必要ないという事になりかねません。

したがって、生理休暇も、重量物制限などと同様、妊娠・出産機能をもつ女性の健康と安全の保護としてとらえるのが適切です。(東京都「働く女性と労働法」2013年版より)



【ポイント!】

生理休暇については「昭23.5.5基発第682号」の通達で「その手続きを複雑にする」とこの制度の趣旨が抹殺されることになるから、原則として特別な証明がなくても女子労働者の請求があった場合にこれを与えることにし、特に証明を求める必要が認められる場合でも医師の診断書のような厳格な証明を求めることなく、例えば同僚の証言程度でもいい」とされています。



今川柳が35首届いています

川柳大募集

サンバインオータムin飛騨高山(11月15-16日)集会に向けて「医療・介護にはたらく女の心の川柳」を募集し集会当日、優秀作品をお披露目する予定です。ぜひ、この「サンバインオータムin飛騨高山」への参加と合わせてみなさんの日ごろの「つぶやき」を川柳にしご応募ください。たくさんのご応募お待ちしております。

あなたの日ごろのつぶやきを5・7・5に込めて応募しませんか?

■応募資格: 日本医労連の組合員の女性に限ります。

■応募方法: 別紙川柳応募用紙に作品を記入し期日までに日本医労連までご応募ください。おひとり3点までの応募とします。

■申し込み締め切り: 10月24日(金) ■応募先: 日本医労連 FAX03-3875-6270

■優秀作品を10月25日-26日の女性代表者会議でベスト5を選び、サンバインオータムで発表、表彰します。



憲法守れ! 9条守れ! の取組みをされた組織は、日本医労連女性協事務局までニュースや写真をお送りください。